

市民文教常任委員会会議記録（概要）

平成31年3月13日（水）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第25号 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例制定について

【補足説明】

岩間学校教育
部長

所沢市の子どもたちが健やかに安全安心な学校生活を送るために体制を充実させることにつながっていくものでございます。

【質 疑】

松崎委員

議案資料によると業務内容が高度化しているということだが、これは安全安心対策推進員の業務のことか。それともスクールカウンセラーに係るものか。

戸村学校教育
部次長

安全安心対策推進員についての記述になります。学校運営上の諸問題や解決困難な事案に対する管理職への適切な助言等を行っており、業務内容が非常に高度化しているものでございます。

松崎委員

改正前と改正後では、時給換算するとどれぐらい金額が変わるか。

戸村学校教育

確認して後ほど御答弁させていただきます。

部次長

松崎委員

恐らく約1,500円から約2,000円に上がると思うが、現在勤務している方の報酬額が上がるのか、それとも別の方が勤務するに当たって報酬額を上げるのか。

戸村学校教育
部次長

現在勤務している職員3人のうちの2人と、新たに1人を任用する予定でございます。

浅野委員

3人の推進員の方がいろいろな学校で見回りをしていただいていることでは、市内の中学校は大変落ちついていると思うが、推進員は具体的にどのように安全安心の仕事をしているのか。

戸村学校教育
部次長

日常的には各学校をパトロールし、生徒の安全安心な生活について見守りを行っているところでございます。一方で、何か問題が起こったときにはその学校へ直接出向き、状況の把握、校長等の管理職と対応策と一緒に協議したりするなかで、対応をしているところでございます。

浅野委員

何人で行動するのか。

戸村学校教育

状況にもよりますが、基本的には3人一緒に行動しています。

部次長

浅野委員

推進員は安全・安心な学校と地域づくり推進本部会議支部会議に年2回出ていると思うが、それは各中学校単位で着実に年2回行われているのか。

戸村学校教育

部次長

こちらの支部会議は中学校区ごとに行われており、年2回、今も着実に実施しております。その中では地域の方々等にもご出席いただき、地域の安全・安心について御協議をいただいているところでございます。

浅野委員

私は吾妻の会議に出席しているが、警察官も出席されているし、途中でスクールガードリーダーの方も呼ぶようになった。会議の出席者を決めるとか、会議の主体はどのようになっているのか。

戸村学校教育

部次長

安全・安心な学校と地域づくり推進支部会議については、支部長が当該中学校の校長になっておりますので、運営の方法や出席者等については支部長である校長を中心に、小学校区にはほかにも校長がおりますし、教育委員会にも相談いただくこともありますが、基本的には支部長である中学校長が決定しているものでございます。

浅野委員

安全安心対策推進員は、そこは呼ばれる立場か。

戸村学校教育
部次長 教育委員会として、協議に参加して安全安心な学校と地域づくりの中で
こちらから情報提供をするなどの役目でございますので、安全安心対策推
進員が主体になるというものではございません。

秋田委員 勤務日数と勤務時間を変更するということだが、毎日になるというこ
か。

戸村学校教育
部次長 来年度からは、3人とも週5日勤務と考えております。

秋田委員 これまでどのような問題に対応してきたのか。

戸村学校教育
部次長 いろいろなケースがございますが、例えば、対応困難な保護者に対して
どのように対応していくかアドバイスする、ほかには生徒指導上の問題が
起こったときに連携をしていく必要がございますが、そのための方策等と
して助言を行ったりしています。解決困難な事案ということでございます
ので、管理職が各学校で対応しているものですが、そこでも難しくなって
しまった場合に安全安心対策推進員のほうでも対応について助言するも
のでございます。

秋田委員

ということは、これは学校長が困ってしまった場合に連絡するということか。

戸村学校教育
部次長

基本的には各学校をパトロールし、安全安心のための見守りを行います
が、殊に問題が起こったときに助言等を行っております。

矢作委員

そうすると、学校側が主で対応をしているけれども、その後ろ側で応援
をする、表に出て中に入っていくというわけではないということか。

戸村学校教育
部次長

そのとおりです。

矢作委員

改正前に比べ、2倍以上の時間を勤務することとなるが、それだけ業務
がふえてきているということか。

戸村学校教育
部次長

業務量が大変ふえていることは確かです。一方で、報酬を上げるという
ことで勤務時間をふやすという側面もございます。

石原委員

普段、パトロールをしているということで、その業務内容がどのように
高度化するのか。

戸村学校教育
部次長

先ほど御答弁したとおり、保護者への対応についてなかなか御理解を得られないケース等がふえていることが一つございます。学校として適切な対応をとり、保護者にも十分説明をしているところですが、そこについてなかなか御理解、御納得を得られない場合に、助言を行いながら解決を支援していくものでございます。その他、生徒指導上の問題といたしましても、いじめ、不登校のみならず、いろいろな問題が生じておりますし、それが複雑化するケースもございます。対応については、一律にこうすればよいというマニュアルがあるわけではなく、個々のケースによってそれぞれ違っておりますので、そういったことで業務内容がかなり高度化しているものと考えております。

松崎委員

先ほどの時給換算について伺いたい。

戸村学校教育
部次長

これまでの勤務につきましては約1,500円、改正後は約2,000円の時給換算となります。

松崎委員

時給換算では3割以上の増額となるが、改正前と改正後では業務時間がふえている。対応としての質が上がっているのかよく見えない。改正前と改正後の報酬額の基準は何か。

戸村学校教育

改正前の月額報酬は、年金が60才から出るということを前提にしたも

部次長

のでございます。現在は年金も出なくなっていることから、この高度な業務を行っていくためには、ある程度の人物を任用する必要がございますが、この金額では人材確保が難しいという側面もございます。そういったことを受けて今回改正するものでございますので、業務内容は時間的にもふえておりますし、質的にも高度化しておりますが、賃金もベースアップして人材確保を図りたいというねらいもございます。

矢作委員

他自治体に類似する施策はないとのことだが、これは所沢市独自ということで、市単独で行っているということか。

戸村学校教育

市単独の事業として行っているものでございます。

部次長

矢作委員

県の再任用職員の時給に合わせたという説明があったが、ほかの業務の場合の金額ということか。

戸村学校教育

県費負担教職員が60歳定年を迎えた後、再任用でフルタイム勤務した

部次長

ときの賃金を参考にしております。

矢作委員

所沢市独自ということだが、学校側にとっては推進員がいるということで大きな安心感があるということか。

戸村学校教育
部次長 各学校からは、推進員からいろいろな助言を受けることで解決に結びつ
いたという声もあります。学校の管理職にとっても非常に心強いものとな
っております。

松崎委員 他の自治体ではどのような方がこの業務を行っているのか。

戸村学校教育
部次長 推測ですが、教育委員会が主体となって行っているのではないかと思
います。所沢市の安全安心対策推進員も教育委員会ですが、教育委員会のな
かにそのような組織があるということでございます。

浅野委員 先ほどの支部会議は中学校区ごとにあるのか、それとも行政区ごとにあ
るのか。

戸村学校教育
部次長 支部会議は15組織ございますが、会議自体は合同で行う場合もござい
ます。

浅野委員 そこには議員も入っているのか。

戸村学校教育
部次長 全ての支部会議に議員が出席しているかどうかについては、今は把握で
きておりません。

岩間学校教育
部長

支部会議の構成メンバーは、各学区の校長、校長とは限りませんが実際15校中14校は校長が行っています。残りの1校は自治会長が行っています。これは支部会議の規定があり、校長でなくとも構わないのですが、実際には校長のほうが効率的だということもあり、ほとんどの学区で校長が行っています。構成メンバーは支部長が決めますが、独断で決めるわけではなく、地域の実態やさまざまな要望等にも基づきながら決めていきますので、議員が入っていない支部もございます。安全安心対策推進会議という会議そのものが、本市独自のものです。本部会議が市長を本部長としてあり、中学校ごとに支部が15あります。それから、他市の例では、こういった名称ではありませんが、退職された校長が市の非常勤職員として何人かいて、本市ほど活発ではありませんが、何か困ったときに校長の相談を受けるような仕組みがあるとは聞いています。

越阪部委員

支部会議の回数をふやすことは考えていないか。

戸村学校教育
部次長

運営、人選等につきましては、各支部が実態、必要性に応じて検討しております。

秋田委員

安全安心対策推進員の人数を、改正前の報酬額のままふやすとか、上げた金額で人数をふやすとか、人数をふやすような考えはあったか。

戸村学校教育
部次長

人的配置については他の職の配置もございませう。さまざまな任用をさせていただきます、警察OB等の方も教育委員会に入って学校を支援していただいております。総合的に判断しながら人員配置をしなければならないと考えておりますが、今回の改正に当たって人員をふやすという検討はいたしました、結論としては、現在勤務している職員の日数と時間をふやすという方向で考えたものでございませう。

浅野委員

スクールカウンセラーについて、今の時代、カウンセラーをふやすことは必要なことであると思うが、教育センターには県から来ているソーシャルワーカーがいる。結局、平成31年度は何人になるのか。また、ソーシャルワーカーとスクールカウンセラーはやることが違うのか。

戸村学校教育
部次長

教育センターにおりますスクールソーシャルワーカーについては、3名任用しております。スクールソーシャルワーカーは、それだけというわけではありませうが、福祉との連携を主な業務としております。何か問題が発生した場合等に、福祉的な観点からいろいろな部署と連携を取るために仕事をしていただいているものです。

浅野委員

スクールカウンセラーは市単独で4名ということによろしいか。以前からいたのか。

戸村学校教育 部次長	今回任用させていただくスクールカウンセラーは、週4日勤務の方が4名です。
浅野委員	それは今年度からか。
戸村学校教育 部次長	平成31年度から任用させていただくということで議案を提出させていただきます。
浅野委員	その方たちは、普段はどこにいるのか。問題が起きたらその学校に行くということで、常にどこかの学校にいるわけではないのか。
戸村学校教育 部次長	市費のスクールカウンセラーについては、週4日勤務の方を4名任用するものですが、延べ16日となりますので、各中学校に週1回ずつ配置することを考えております。
浅野委員	私の地元の小学校に不登校の子どもがいて、家庭にいろいろな問題を抱えているケースがあったが、最後にソーシャルワーカーが来て対応してくれて、その後は学校に行くことができ、中学校にも行けるようになった。大変ありがたかったが、ソーシャルワーカーには、家を訪ねた際に、親が許さなくても入ることができる権限があるのか。

戸村学校教育
部次長

特に権限を持っているわけではありませんので、家庭との相談を続けるなかで信頼関係が生まれ、家に入ることになったものかと認識しております。

岩間学校教育
部長

今答弁させていただいたとおりですが、例えば、児童相談所の職員であれば、虐待などの際には強制的に入ることができると思いますが、スクールソーシャルワーカーにはそこまでの権限はありません。ただ、もともとの狙いとして、先ほど御答弁申し上げたように、福祉的な観点から、児童相談所や警察、場合によっては病院、学校や市役所の関係部署などさまざまなおところとの連携を図り、強制的にではなく直接家庭に入り込んで、子どもだけ変えようと思ってもなかなか難しいですから、子どものことを中心に保護者や家族の中に入って変えていこうということが、趣旨としてあります。

それに対し、スクールカウンセラーについては、どちらかといいますと、個に対しての心理面からの支援が中心となります。そのため、市も県も同様に、県では臨床心理士の資格を持っている方が多いのですが、基本的には心理学を学んでいる方がつくこととなります。保護者ともかかわりますし、学校とのコンサルテーションも行いますが、基本的には個への対応が中心となります。

両者には重なる面もありますが、このような違いがあります。

矢作委員 今回は市費での雇用であるが、県費の場合は週何日、何時間で、月額いくらになるのか。

戸村学校教育
部次長 県のスクールカウンセラーにつきましては、月額3万8000円の報酬となっております。中学校8校に週1回、7校には2週に1度ということで県からは配置していただいております。

矢作委員 時給としては同じなのか、違ってくるのか。また、議案資料の(2)の部分で、鶴ヶ島市とさいたま市でも市費で非常勤の特別職員を配置しているとのことであるが、それぞれの月額などの費用について伺いたい。

岩間学校教育
部長 県費のスクールカウンセラーのほうがかなり高くなります。その理由としては、全員が臨床心理士の資格を持っていたり、例えば、精神科医であるといった資格面があります。

次に、他市の状況ですが、鶴ヶ島市については県とほぼ同額を支給しており、さいたま市については政令指定都市ですので、県費のスクールカウンセラーが配置されず、直接国とやり取りをし、県を介さずに県費とほぼ同額のスクールカウンセラーが配置されています。

矢作委員 資格の面で異なるというご説明であったが、有資格者を雇うことはでき

なくても、市としては人員を配置して充実させていこうということではないか。

岩間学校教育
部長

臨床心理士の資格は持っていないけれども、大学院で心理を学んだ方をお願いすることを考えており、それは教育センターの相談員として任用している方についても同様であるため、報酬額も同じにしてあるのですが、この方たちは、1年、2年の実務経験の後、ほぼ皆さんが臨床心理士の資格を取られる方々です。臨床心理士の卵といってもいい方たちで、業務を通じて、そういった資質を育むことができるということをお願いをしているものです。

矢作委員

以前、こういった職種で臨時職員として働いていた方が、精神的に追い詰められて自死をしてしまったが、労災認定を受けることができなかったという報道を見た。今回の場合にはどのような扱いになるのか。

岩間学校教育
部長

心理にかかわる方々は、さまざまな人の悩みを聞いたりしますので、ストレスを溜めてしまう場合もあると思います。相談をされる側の気持ちが安定していないといけませんので、研修や情報交換を密にするなど配慮をしていく必要があると考えています。

戸村学校教育

非常勤職員の労働災害につきましては、臨時職員と同様に適用がありま

部次長	す。精神的な問題による自死など、公務によるものかどうか判断が難しい 特殊なケースについては労働基準監督署等への確認が必要になりますが、 基本的には適用されます。
吉村委員	スクールカウンセラーの方の兼業は認められるのか。
岩間学校教育 部長	県費のカウンセラーについては、日額報酬になりまして、認められます。 市費の場合は週4日勤務となりますので、残りの日であれば認められま す。
吉村委員	答弁を聞いていると、この仕事が最終目標ではなく、ここで一つ、経験 を積んでステップアップしたいという方がつかれるのか。
岩間学校教育 部長	そういう方もいらっしゃると思いますが、1年ですぐにということでは なく、教育委員会の相談員も同じ資格で勤務していただいています。皆 さん最低でも数年は勤務され、もっと続けたいということで続けられる方 もいらっしゃいます。
吉村委員	報酬をみても、大学を卒業された方がこれだけでずっと生活していくと いうことは考えづらい。今のお話では、採用される方は、自分のスキルア ップのために、段階的にこういったところで研修をしたり、将来、精神科

医を目指すような方のような気がするが、逆に、ある程度これまで仕事を
してきて、残りの人生を学校でという方もいるのか。

岩間学校教育
部長

御質疑にありました、これまでご自分でやりたいことをやられて、残り
をという方については、現在のところ想定しておりませんが、もちろん、
ご応募があれば公平公正に選考は行います。なお本市に限らず、心理に関
する常勤の職は全国的にあまりなく、県のスクールカウンセラーも非常勤
で毎年変わる状況です。本市においても非常勤の特別職ですが、1年限り
などということではなく、それなりに意欲を持って来られるということ
で、腰かけ気分で応募して来られるというものではありません。

吉村委員

なかなかイメージが湧かないのだが、実際には、日常的に学校に行って
カウンセリングを行うことになると思うが、普段の仕事としてはかなり忙
しく、重たい、ハードな仕事なのか、それとも学校に行って近況を聞いて
アドバイスをするような内容なのか。どういったことをされるのか教えて
いただきたい。

戸村学校教育
部次長

困難かどうかは個々の感じ方にもよりますが、例えば、学校に出勤した
際には、教員と連携を図るために、いなかった期間の相談や対応について
話を聞いたり、学校長から不安を抱える生徒の相談に乗るよう指示を受け
たり、生徒や保護者からの面談の申し込みなどに対応します。なお、何も

ないときには相談室で構えているのではなく、授業中や休み時間の子どもたちの様子を見まわるなかで、子どもたちの変化や不安を察知して声かけを行い、話を聞くといった形で、子どもたちの不安を解消することも業務になります。一方、いじめや不登校を予防するための相談業務を行っていただくことも想定していますので、フル回転で面談が入ることもあるかもしれませんが、今のところは、普段からこころのふれあい相談員を配置していますので、そういった方と連携して、もう少し面談が必要であると判断した場合に、スクールカウンセラーが心理的見地から再度面談を行うということを想定しています。

岩間学校教育
部長

学校にはさまざまな職員がいるなかで、チームとして対応していきますので、基本的には毎日接している教職員が中心となります。県費のスクールカウンセラーが配置され、また、資格はありませんが、子どもの身近な相談口となる相談員も毎日おり、そういった方たちと連携しながら活動しますので、市費のスクールカウンセラーだけに著しく業務が偏り、その方たちだけが辛い思いをすることのないようにしていきます。

スクールカウンセラーの業務についてですが、まずは直接、児童・生徒、またその保護者に対してのカウンセリングや面談といった心理的な支援を行うことがあります。相談員による相談よりは、もう少し、専門的な心理の見地があったほうがいい、やや困難なケースに対応することになると想定しており、これは県のスクールカウンセラーも同様です。また、スク

ールカウンセラーは毎日いるわけではありませんので、教職員への専門的な知識や子どもの見方などについて助言や提案をしたり、教職員の資質向上のための校内研修等で、講師として情報提供や話をさせていただくということも考えており、状況によっては、例えば家庭教育学級などで話をさせていただく、保護者対象の研修に出ていただくこともあるかと思えます。

なお、緊急対応が必要なときには、いま申し上げたさまざまな方たちや教育委員会の職員も含め、チームで対応していくといった業務を考えております。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第25号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前9時44分）